

## 令和3年度 第6回頸城区地域協議会次第

日時：令和3年9月29日（水）  
午後6時30分～  
場所：頸城コミュニティプラザ  
2階 203会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報 告 事 項

- 新潟県南部産業団地の現状について
- 「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

4 そ の 他

5 閉 会

# 新潟県南部産業団地の現状について（報告）

頸城区地域協議会資料  
令和3年9月29日  
上越市産業立地課  
頸城区総合事務所

## ◆ 新規土地取得（1件）

○ 進出企業の概要

企業名：東興産業株式会社  
 本社所在地：上越市大字石橋新田 77 番地 9  
 業務内容：再生資源卸売業（非鉄スクラップの仕入れ及び販売）  
 取得面積：8,190.35 m<sup>2</sup>（令和3年9月10日契約）  
 目的：金属スクラップ取扱量の増加に伴い、スクラップ置き場として隣接地を取得するもの

## ◆ 分譲実績（令和元年度～）

年度	企業名	分譲面積
令和元年度	信越化学工業(株)	17,050.00 m <sup>2</sup>
	サニー商運(株)	8,190.37 m <sup>2</sup>
	(有)セキヤ	3,284.96 m <sup>2</sup>
	(株)工藤工業	1,000.02 m <sup>2</sup>
	(有)イノウエ運輸	9,917.41 m <sup>2</sup>
小計		39,442.76 m <sup>2</sup>
令和2年度	中越運送(株)	13,223.15 m <sup>2</sup>
	(株)ボルテックスセイグン	10,000.10 m <sup>2</sup>
小計		23,223.25 m <sup>2</sup>
令和3年度	北日本建材リース(株)	9,814.43 m <sup>2</sup>
小計		9,814.43 m <sup>2</sup>

## ◆ 位置図



## ◆ 参考

○ 新潟県南部産業団地の分譲状況（今回の新規土地取得含む）

工場用地面積	契約企業数	分譲済面積	分譲率	分譲可能面積
916,000.00 m <sup>2</sup>	53 社	790,163.03 m <sup>2</sup>	86.26%	125,836.97 m <sup>2</sup>

# 「地域協議会に関する意識調査」結果を受けた取組について

令和3年8月

上越市自治・地域振興課

## 1 概要

- ・第4期地域協議会委員へ依頼した「地域協議会に関する意識調査」について、回答の傾向から改善を要すると考えられるもののうち、市及び各地域協議会として比較的速やかに取り組むことが可能な項目を整理しました。
- ・中長期的な検討を要すると考えられるものについては、回答の内容から課題を整理し、市において令和6年の次期委員改選を目途に検討を継続します。

## 2 調査結果を受けた取組について

各設問の回答について、「具体的にどのような部分、分野に対するものか」の観点から細分化して整理し、回答の多かった主な項目について、短期的に実施が可能な取組と中長期的に検討を要するものに分類しました。

### 2-1 短期的に実施が可能な取組

#### (1) 市が取り組むこと

##### ア 周知について

##### ア-1 主な回答

- ・委員の活動について、仕事や家庭等との両立が難しかった。
- ・協議会の会議を優先させてもらえるよう、職場等に理解を求める工夫をした。
- ・協議会制度の認知度を上げる努力をもっとしてほしい。
- ・自主的審議における地域課題の解決には、地域団体の協力が不可欠

##### ア-2 市の今後の取組

- ・委員の求めに応じ、委員の勤務先等に委員活動への理解と協力依頼の文書を発出するなど、委員の勤務先等から理解や配慮をいただける環境づくりを行います。
- ・各地域協議会だよりによる周知を継続するほか、委員改選時に実施する市広報の特集記事の掲載に限らず、市ホームページやSNSの活用、活動報告会の毎年開催など、自主的審議等協議会の活動や成果等を市民へ広く周知する方法を検討します。

## イ 情報共有について

### イー１ 主な回答

- ・他地区の地域課題をもっと情報提供してほしい。
- ・議論を進めるにあたっては、他協議会の事例等を交えたらよいと思う。

### イー２ 市の今後の取組

- ・空き家対策の審議から「(仮称)安心ノート」の取組につながった(清里区)など、自主的審議から課題解決の取組につながった事例を、議論の参考として地域協議会へ情報提供します。
- ・各地域協議会における議論の内容、答申を受けての市の対応及び各事務局で把握した情報等を事務局間で情報共有し、自らの区で参考になりそうな事案があれば、地域協議会へ積極的に情報提供します。[下線部は市議会提案を反映]
- ・各事務局が可能な範囲で区内の地域団体等の活動計画を情報収集し、地域協議会へ情報提供します。

## ウ 元気事業について

### ウー１ 主な回答

- ・元気事業について、取り組み方の基本的なイメージや方法等が委員の多くで共有できなかった。
- ・議論を進める上で、元気事業の活用を想定していなかった。

### ウー２ 市の今後の取組

- ・「地域を元気にするために必要な提案事業」の目的の理解や認知度を高めるため、当事業を活用した事例を地域協議会へ周知します。
- ・地域協議会での議論の状況を踏まえ、事務局が当事業の活用を検討を提案します。

## (2) 各地域協議会において取組の検討をお願いしたいこと

### ア 意見交換について

#### アー１ 主な回答

- ・協議会が地域課題の解消に向けて取り組むためには、地域の団体等との意見交換や情報共有が必要
- ・課題に気づき、自分たちで解決していかなければならないという思いを住民と協議会委員の両方が共有しながら議論を進めることが必要
- ・日頃から協議会と諸団体の間の風通しをよくしておくことが必要

#### アー２ 各地域協議会における今後の取組(案)

地域課題の把握・解消に向けた、住民組織、福祉・スポーツ団体、町内会、地域住民、他の地域協議会等との話合いの一層の活性化 [下線部は市議会提案を反映]

## イ 会議運営について

### イー１ 主な回答

- ・会議の開催日時が不定期で、予定が立てにくかった。
- ・月１回の会議だけでは取り組むテーマの解消ができない。
- ・毎回１時間程度の協議時間が設定されているが、議論の内容を深めるゆとりがなく時間切れになる。
- ・学習会や先進的地域への研修視察を重視すること。
- ・委員の責務として、全ての議題に対して各委員から必ず発言していただくような会議運営にしてほしい。
- ・協議会に参加してもなかなか発言できなかった。

### イー２ 各地域協議会における今後の取組（案）

- ・委員が会議に参加しやすくなるような、開催日時や回数の柔軟な設定
- ・必要に応じて日を改めて協議を行うなど、議論が深まるような運用
- ・自主的審議事項等の議論がより一層深まるよう、議論に必要な情報を得るための視察や研修の積極的な実施
- ・会議の進行を担う会長が全ての委員へ発言を求めるなど、多くの委員に発言の機会を設けるような配慮
- ・分科会やグループワーク等、小規模な話し合いの場を適宜設けるなど、委員が発言しやすい雰囲気づくり

## ウ 情報発信について

### ウー１ 主な回答

- ・地域住民等から協議会の活動に関心を持ってもらうために「地域協議会だより」を工夫し委員の声などを載せ、より親しみのある内容にしていく。
- ・各地域の取り組み等を定期的に「地域協議会だより」として回覧板でも良いので多数発行し、活動内容を理解してもらう。

### ウー２ 各地域協議会における今後の取組（案）

協議会の活動に市民から関心を寄せていただけるように、地域協議会だよりに委員の声や自主的審議の進捗状況等を掲載するなどの工夫

## ２－２ 市において中長期的に検討を要するもの（主な意見）

- ① 委員資格について  
「職場が区内にある人も委員の対象とする」といった委員資格に関するもの
- ② 委員の公募公選について  
「立候補者や若い人達の応募が少ない」といった公募公選に関するもの
- ③ 委員の追加・補充選任について  
「定員合わせは不要」、「やる気のある人だけで進めるべき」といった委員の追加、補充選任に関するもの

④ 議論の深化・活発化について

「地域団体との意見交換の枠を超えるオブザーバー制度の導入」といった議論の深化や活性化に関するもの

⑤ 報酬の要否について

「自主参加とはいえ、拘束時間に対する補償が少ない」、「委員になりたくない理由の一つとして費用弁償だけでは少なすぎる」といった報酬に関するもの

上記のほか、「地域活動支援事業」に関して、「地域活動支援事業は根本的な見直しの時期」、「同じ団体だけが毎年申請する状況が続く点の改善」、「補助対象事業の統一」、「地域協議会提案枠の創設」などの意見があったことを踏まえ、地域活動支援事業の在り方や運営に関することについて検討していきます。

また、「地域を元気にするために必要な提案事業」の制度に関して、「面倒」、「使いにくい仕組み」といった意見があったことを踏まえ、地域を元気にするために必要な提案事業の制度の仕組みや活用のしやすさについて検討していきます。 [下線部は市議会提案を反映]

➤地域協議会の制度自体の在り方に係るこれらの意見に対しては、市議会総務常任委員会  
で予定される提言等を踏まえながら、引き続き市で検討を進めていくこととします。

### 3 今後の予定

- |       |     |  |
|-------|-----|--|
| 令和3年度 | 8月～ | ・地域協議会に短期的に実施が可能な取組案を示し、各地域協議会で協議          |
|       |     | ・すぐに取り組めるものから実施するとともに、各地域協議会において取組を検討いただく。 |
|       |     | ・市で調査結果の分析と中長期的に検討を要する項目の検討を継続             |
| 令和4年度 |     | ※市議会総務常任委員会からの提言（予定）                       |
|       | 4月～ | ・市議会からの提言を受けて検討継続                          |
|       | 年度末 | ・市としての地域協議会の見直し案の確定                        |

### 4 研修について

地域協議会の役割などの研修等が必要と判断される場合は、事務局（総合事務所、まちづくりセンター）との協議をお願いします。

また、委員個人として確認や相談を希望される場合は、事務局へお声がけください。

## 過疎集落についての議会（令和 3 年 3 月議会）での質疑（抜粋）

## ◆ 15 番（橋本洋一議員）

1 点目、過疎集落と限界集落について。ある新聞に、総務省が実施した過疎地域における集落の状況に関する現状把握調査という記事が載っておりました。内容は、限界集落という言葉が生まれて 30 年、総務省の調査によると、この 4 年間で 140 の過疎集落が消滅をした。住民の自発的な転居などによる消滅が多いんですが、災害や集団移転などの消滅も見られる。

一方で、消滅を予測されながら、転入で人口が増え、活性化した集落もあるというふうに書かれておりました。当市、上越市における過疎集落と限界集落の現状はどうでしょうか。集落の維持、活性化に向けた対策と今後の見通しについてお聞きします。

答弁 ◎村山秀幸市長

過疎集落及び高齢化が進んでいる集落についてのお尋ねにお答えをいたします。議員お尋ねの過疎集落につきましては、国の過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査の調査対象である過疎地域や特別豪雪地帯等に指定された地域の集落と捉えておまして、当市では大潟区と頸城区を除く地域で、令和元年度では 726 集落が該当となっております。このうち 65 歳以上の高齢者が人口の 50%以上を占める高齢化の進行が顕著な集落は 160 あり、全体の約 2 割となっております。ところでございます。こうした集落の中には、住民が共同で行う草刈りや側溝清掃などの作業、祭りなどの行事が盛んな集落がある一方で、これらの活動に参加される方が限定され、特に高齢化の進行と世帯数の減少が著しい中山間地域では、住民が相互に支え合う体制を維持すること自体が難しい集落もございます。さらには、単独では活動が困難な集落にあっても近隣と合同で行事を行ったり、集落出身者が共同作業に協力したりするなど、集落の枠を超えた支え合いが進められているところもあり、その実態は一様ではございません。

市では、こうした実態を踏まえた上で、集落の状況に応じた支援を行うことが重要と考え、集落づくり推進員が集落を日常的に巡回しながら、お住まいの皆さんの不安や悩みをお聞きし、実情把握に努めているところでもございます。集落の皆さんが様々な課題の解決に向けて共に話し合う場づくりにも力を入れており、例えば今年度、牧区宇津俣集落において、県の関係人口創出事業を活用し、農業後継者の確保に向けた農業体験の受入れについて話し合いを実施いたしました。また、担い手が不足している集落には、2 月末までに 18 集落へ延べ 191 人の中山間地域支援隊を派遣し、イノシシ対策用の電気柵設置や草刈りなどの活動を集落外の人たちから手助けいただきました。このほか、集落の将来ビジョンを実現するため、市外の人材である地域おこし協力隊を活用するなど、それぞれの集落の実情に応じた支援に取り組んでいるところでもございます。集落が直面している人口減少や高齢化に起因する様々な課題は、一朝一夕に解決が図られるものではございませんけれども、令和 3 年度には集落づくり推進員を 1 人増員するとともに、新たに地域おこし協力隊を導入する地域も計画しているところでもございます。今後も引き続き地域の声をしっかりとお聞きし、それぞれが思いを寄せる地域で暮らし続けたいと願う気持ちを酌み取りながら、地域に寄り添った支援を進めてまいりたいと考えています。

## 「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」における過疎地域とは

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低い地域で、法律（過疎地域自立促進特別措置法）により要件が定められている。（別添、概要参照）

# 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 概要

## 趣旨

「過疎地域自立促進特別措置法」(旧法)が令和3年3月末で期限を迎えたため、過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律を制定

## 1. 前文・目的 (1条)

- ・過疎地域の役割、課題、目指す姿を前文で明らかにするとともに、法の目的を「過疎地域の持続的発展」に見直し

## 2. 過疎地域の要件 (2条、3条、41条～43条)

市町村毎に、「人口要件」及び「財政力要件」で判定

### <見直しのポイント>

- ・長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
- ・財政力が低い市町村に対する長期の人口減少率要件の緩和(28%→23%)
- ・平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定  
(財政力指数は市町村平均(0.51)以下ではなく市平均(0.64)以下)
- ・旧法の過疎地域を対象に、長期の人口減少率の基準年(昭和35年)の併用、「みなし過疎」の継続措置

### <過疎地域の増減>

令和3年3月31日時点	817団体
うち、卒業団体	ー)45団体
新規団体	+)48団体
令和3年4月1日時点	820団体

※令和2年及び令和7年国勢調査の結果に応じ、追加公示を実施

## 3. 卒業団体への経過措置 (附則4条～8条)

- ・期間を6年間(財政力が低い団体は7年間)に延長(旧法:5年間)
- ・対象に国税の特例及び地方税の減収補填措置を追加  
(旧法:国庫補助、過疎対策事業債、都道府県代行)

## 4. 過疎対策の目標 (4条)

- ・目標の項目の追加(人材の確保・育成、情報通信技術の活用、再生可能エネルギーの利用推進等)

## 5. 支援措置 (12条～40条)

- ・国税の特例・地方税の減収補填措置  
業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加
- ・都道府県代行(基幹道路、公共下水道)  
基幹道路に関し、都道府県が市町村から負担金を徴収できることを明確化
- ・配慮措置  
市町村からの提案があったときの規制の見直しの配慮など配慮措置を充実
- ・過疎対策事業債  
ハード事業、ソフト事業を対象とした地方債措置を継続
- ・国庫補助率のかさ上げ  
公立小中学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

## 6. その他 (6条、8条、9条、45条)

- ・都道府県の責務を規定(広域施策、市町村に対する人的・技術的援助等)
- ・市町村・都道府県計画記載事項の追加(目標、計画の達成状況の評価等)
- ・主務大臣の追加(文部科学、厚生労働、経済産業及び環境の各大臣)

## 7. 施行期日 (附則1条)

令和3年4月1日 ※令和13年3月31日まで10年間の時限

## (参考1) 過疎地域の要件

### 1. 全部過疎(人口要件(長期①、長期②、中期のいずれか)、かつ、財政力要件を満たす)

種類	指標	基本的な要件(第2条)		基準年の見直しに伴う 激変緩和措置(第41条)※2	
		期間	基準値	期間	基準値
人口要件(長期①) ・25年間の人口増加率10%以上除く	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	人口減少団体平均 (28%以上減少※1)	S35→H27 (55年間)	人口減少団体平均 (40%以上減少)
人口要件(長期②) ・高齢者比率又は若年者比率を満たす場合、人口減少率の基準値を緩和 ・25年間の人口増加率10%以上除く	高齢者比率	H27	同上 (35%以上)	H27	同上 (35%以上)
	若年者比率	H27	同上 (11%以下)	H27	同上 (11%以下)
	人口減少率 (長期)	S50→H27 (40年間)	23%以上減少	S35→H27 (55年間)	30%以上減少
人口要件(中期)	人口減少率 (中期)	H2→H27 (25年間)	人口減少団体平均 (21%以上減少)	/	
財政力要件 ・公営競技収益40億円超除く	財政力指数	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)	H29～R元	全市町村平均 (0.51以下)

※1 財政力指数が全町村平均(0.40)以下の場合、「23%以上減少」に緩和(財政力が低い市町村に対する人口減少率要件の緩和)

※2 基準年の見直しに伴う激変緩和措置は、旧法の過疎地域に限り適用。R2、R7国調による過疎地域の追加の際は激変緩和措置は設けない。

### 2. 法制定前の市町村合併(平成11年4月以降)に係る一部過疎、みなし過疎

種類	単位	要件
一部過疎※ (第3条)	合併前の 旧市町村	・旧市町村単位で上記の人口要件のいずれかを満たす ・現在の市町村が財政力要件(財政力指数が全市平均(0.64)以下)を満たす
みなし過疎※ (第42条)	合併後の 新市町村	・旧法で全部過疎又はみなし過疎である市町村について、下記のいずれも満たす(主務省令で規定) 【規模要件】 一部過疎区域の人口が1/3以上又は面積が1/2以上 【人口要件】 市町村の人口が長期(40年間、55年間)、中期(25年間)いずれも減少 【財政力要件】 市町村の財政力指数が0.51以下

※ R2、R7国調による過疎地域の追加は、一部過疎について行い、みなし過疎の追加は行わない。

## (参考2) 支援措置の見直し(政令等によるものを含む)

### 1. 過疎対策事業債(第14条)

旧簡易水道施設の整備や、民間のへき地診療所等に対する補助を対象経費に追加(過疎政令等)

<参考> 令和3年度地方債計画額 5,000億円(令和2年度 4,700億円)

### 2. 国税の減価償却の特例(第23条)

対象業種に「情報サービス業等」を追加、新增設以外の改築、修繕等を追加

取得価額要件を現行の2,000万円超から資本金の規模に応じ、最大500万以上まで引下げ(租特政令)

設備投資後5年間適用可能な「割増償却」制度への移行、適用期間は令和5年度末まで(租特法)

※適用実績が乏しい事業用資産の買換えの場合の課税の特例の廃止

### 3. 地方税の減収補填措置(第24条)

対象業種の追加、新增設以外の追加、取得価額要件の引下げ、適用期間について国税の減価償却措置と同様

### 4. 都道府県代行(基幹道路、公共下水道)(第16条・第17条)

基幹道路について、都道府県が市町村から負担金を徴収することができることを明確化

### 5. 配慮措置(第25条～第40条)

法の目的、過疎対策の目標を踏まえるとともに、条件不利地域に関する法律(離島振興法等)の規定を踏まえ、内容を充実

(「人材の確保・育成」、「産業振興」、「観光振興・交流の促進」、「就業の促進」、「生活環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用推進」、

「自然環境の保全・再生」、「規制の見直し」の項目を追加等)

### 6. 国庫補助率のかさ上げ(第12条・第13条)

公立学校、保育所等に関する国庫補助率のかさ上げを継続

### 7. 金融措置(第21条・第22条)

日本政策金融公庫等の政府系金融機関による低利融資を継続

### <参考> 法制定とあわせて政府において行われる支援措置の拡充(主なもの)

・過疎地域持続的発展支援交付金により、過疎地域における人材育成、ICT等技術活用に対する支援を拡充

・都道府県が専門人材を雇用等して過疎市町村に人材面での支援をする取組に係る特別交付税措置を創設

## 【資料3】町内会長への大雪に関する調査結果(速報値)

### 1 調査目的・概要

#### 【目的】

- ・大雪災害対応の検証作業の参考とするため、町内会長の皆様から、「道路除雪」、「互助・共助による取組と支援の在り方」、「市からの情報発信」などについて、書面による調査を行うもの
- ・調査結果から、新たな雪押し場の確保や異常降雪時の除雪方法、互助・共助による除雪への支援策のほか、市からの情報発信における改善点の洗い出しなどを行い、次の大雪災害への備えを検討する

#### 【概要】

調査期間：5月20日から6月4日まで（当日消印有効）

配布：全821町内会

回収：691町内会（うち6通が町内会名不明）

回収率：84.2%

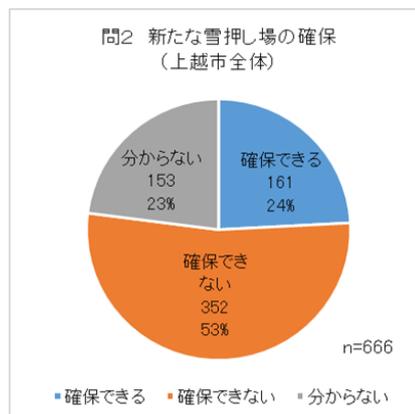
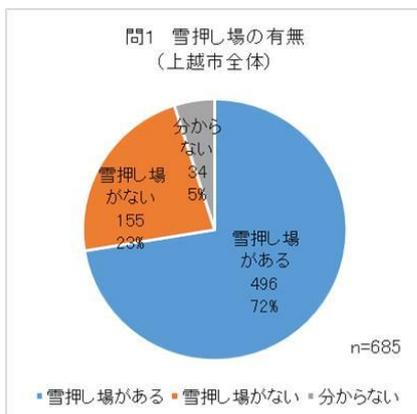
配布・回収方法：広報上越6月号の配布（5/20）に合わせて、全町内会へ配布、郵送により回収

※調査に当たっては、町内会の総意ではなく町内会長個人としての意見を聞いたもの。

### 2 調査結果

#### 問1 雪押し場の有無について

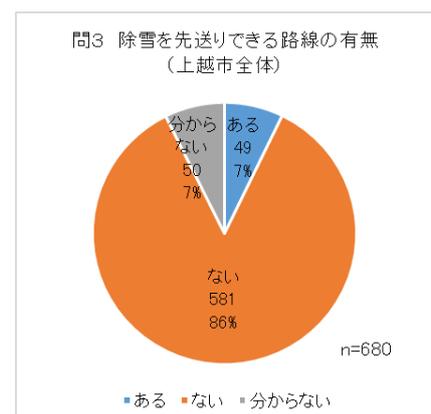
#### 問2 新たな雪押し場の確保について



既存の雪押し場があると回答した町内会が7割を超える一方で、新たな雪押し場が確保できると回答した町内会が3割に満たない状況となっている。分からないと回答した町内会において候補地がないか更に調査を進める必要がある。

#### 問3 異常降雪時に除雪を一時的に先送りできる可能性がある路線について

異常降雪時に除雪を先送りできる路線がある町内会が、若干ではあるが確認された。今後、除雪区分の見直しなどについて調整を進める必要がある。

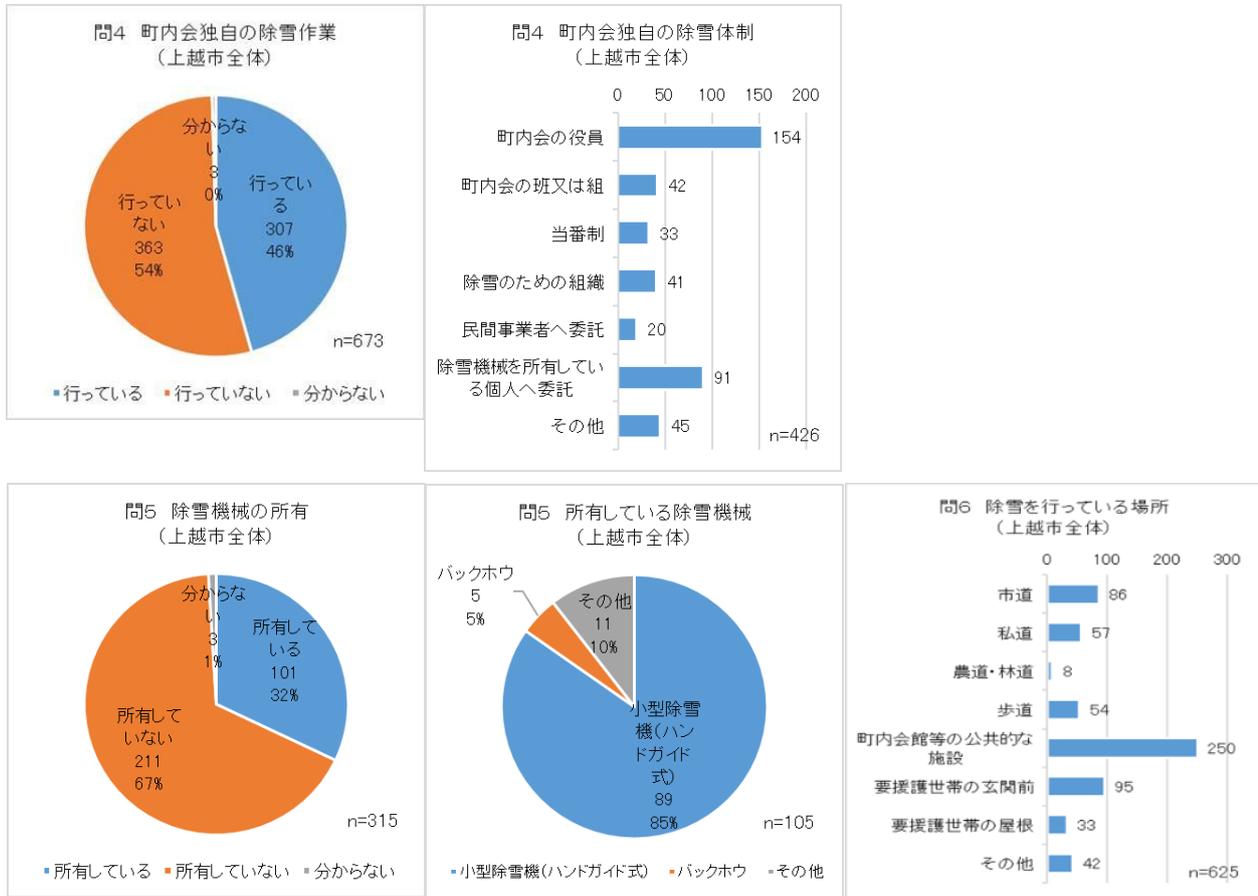


## 【資料3】町内会長への大雪に関する調査結果(速報値)

**問4** 町内会で独自に行った除雪作業について

**問5** 町内会又は組織における除雪機械の所有状況について

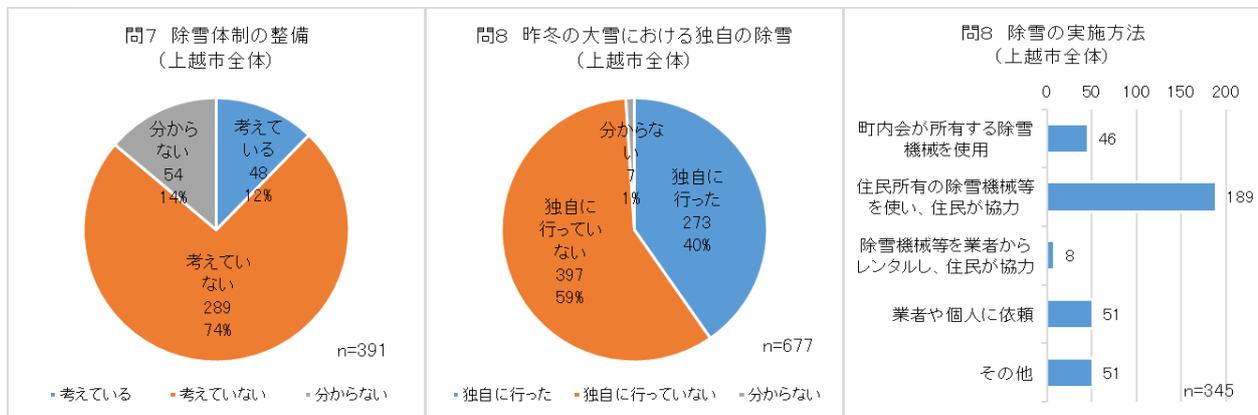
**問6** 除雪を行っている場所について



約半数の町内会で独自の除雪作業が行われ、町内会館などの施設を中心に町内会の役員が除雪作業を行っていることがうかがえる。

**問7** 昨冬の大雪を踏まえた除雪体制づくり

**問8** 昨冬の大雪時における町内会等による独自の道路除雪の実施状況及び体制について

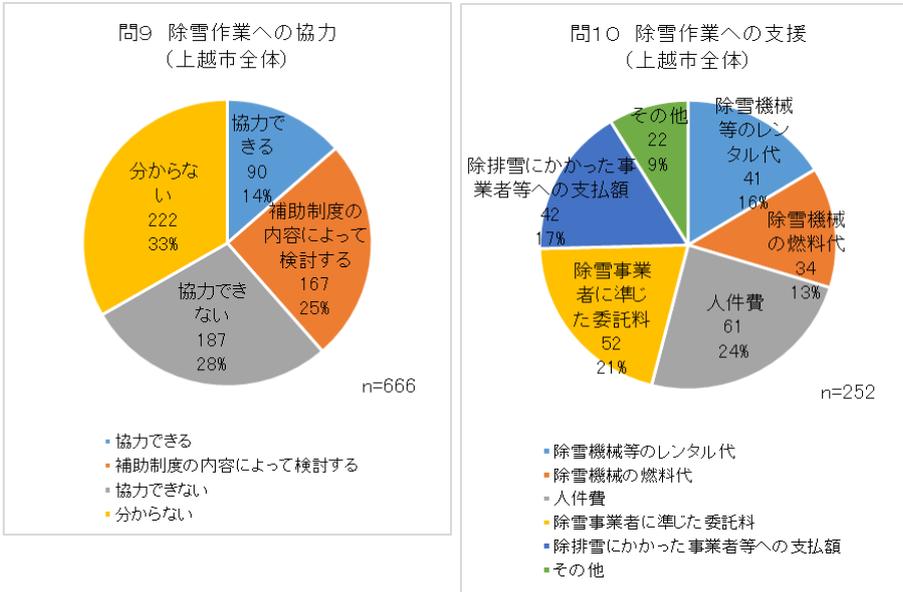


昨冬の大雪を踏まえ、新たに除雪体制を作る考えを持っている町内会は全体の12%となった。一方で昨冬の大雪時には町内会独自に除雪作業を行った町内会が4割に達しており、体制作りを行わなくとも、有事の際に共助の取組が行われる状態であることがうかがえる。

## 【資料3】町内会長への大雪に関する調査結果(速報値)

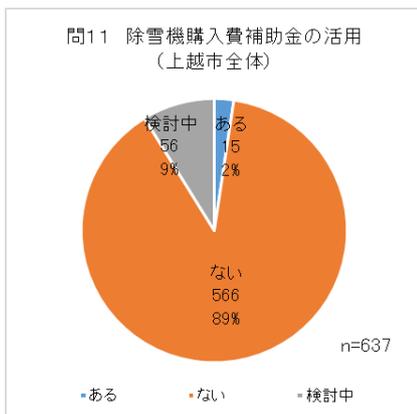
**問9** 新たな補助制度を創設した場合の「通学路の歩道」や「幅員の狭い市道」などの除雪協力について

**問10** 最も必要と思われる支援制度について



「協力できる」または「内容によって検討する」との回答が約4割であった。また、必要な支援としては「人件費」、「除雪事業者に準じた委託料」、「除排雪にかかった事業者等への支払額」、「除雪機械等のレンタル代」、「除雪機械の燃料代」の順となった。

**問11** 「小型除雪機購入費補助金」の申請をする予定について

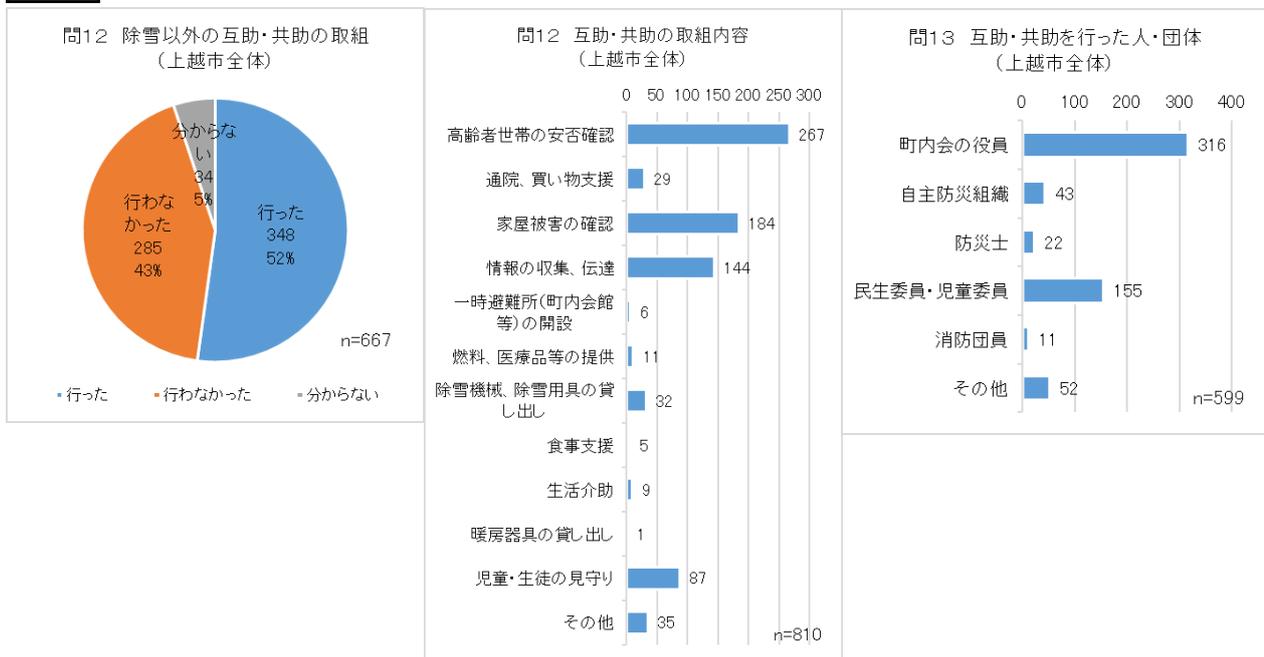


現在市が実施している「小型除雪機購入費補助金」については、申請の意向が「ある」または「検討中」が71町内会あり、需要の高まりが認められた。

## 【資料3】町内会長への大雪に関する調査結果(速報値)

### 問12 除雪以外で互助・共助の取組について

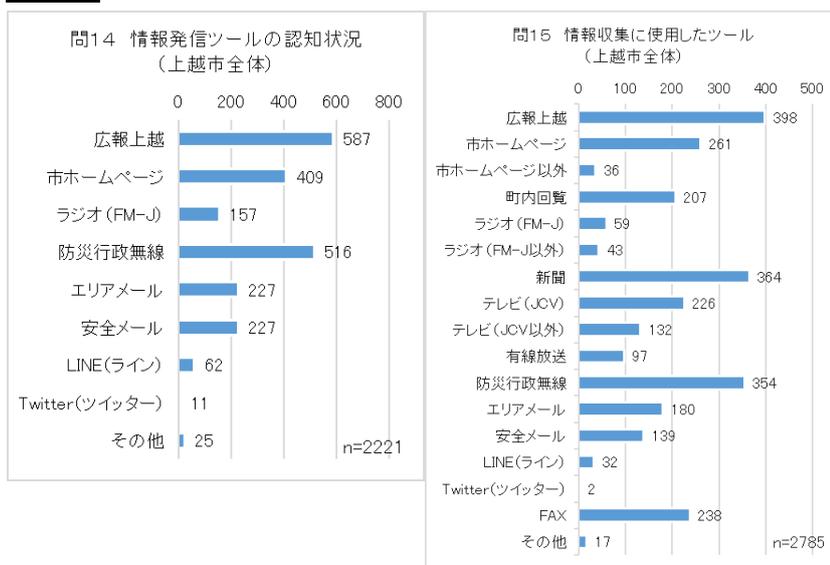
### 問13 互助・共助の取組を行った人・団体について



地域における互助、共助の取組を行った町内会が全体の半数以上となった。割合の多い順では、町内会の役員、民生委員が中心となつての「高齢者世帯の安否確認」、次に「家屋被害の確認」という結果であった。

### 問14 市が行っている情報発信の手段について

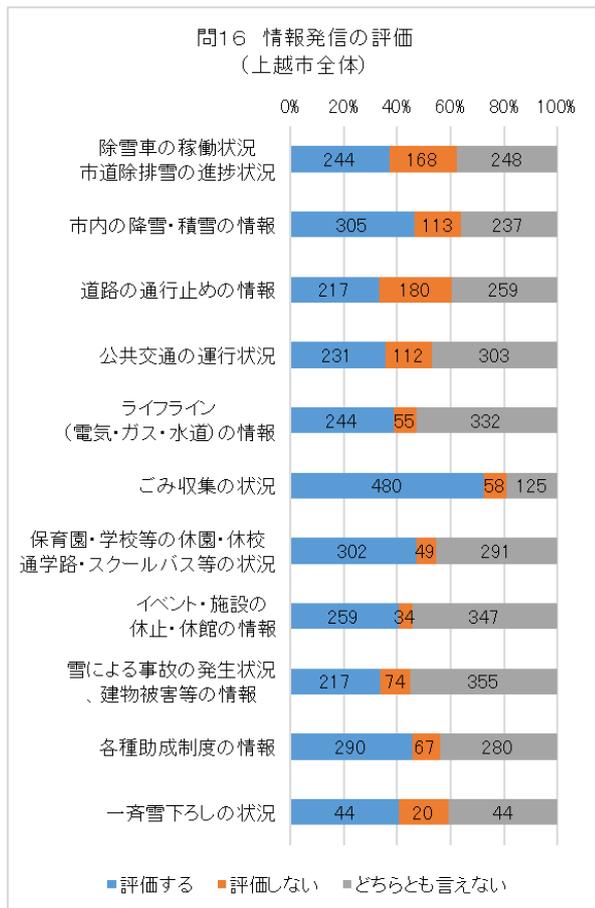
### 問15 情報収集の手段について



市の情報発信ツールの認知状況については、広報上越と防災行政無線が高かった。一方で、大雪に関する特別番組を放送したコミュニティFM放送(FM-J)や市公式SNSの認知度は前記のツールと比べ低い状況であった。情報収集に使用したツールは広報上越、新聞、防災行政無線となっており、こちらもラジオやSNSの活用は低い状況となった。

## 【資料3】町内会長への大雪に関する調査結果(速報値)

### 問16 大雪に関して市が行った情報発信の評価について



全ての項目において、「評価する」が「評価しない」を上回った。また、「評価する」情報の中で最も高かった項目が「ごみの収集」に関する情報であり、ファックスにより直接情報が入手できたことから評価が高くなったものと考えられる。

### 問17 問16で「評価しない」と回答した具体的な理由について（主な意見）

#### ○道路除雪（31件）

- ・ 除雪車の稼働状況、市道除排雪の進捗状況が不明だった。
- ・ 市と除雪業者との連携が悪い。

#### ○情報量が不足（不足していた情報）（61件）

- ・ 通行止め情報
- ・ 公共交通機関の運行情報
- ・ 除雪車の稼働状況

#### ○情報発信のルール化（73件）

- ・ 市への電話が繋がらない、市からの回答がない。
- ・ 情報が遅い、伝わってこない、発信方法を明確にしてほしい。

#### ○ごみ収集（14件）

- ・ 決定、連絡が遅く、周知期間がない。

#### ○一斉雪下ろし（7件）

- ・ 決定、実施が遅い。

#### ○防災ラジオ、防災行政無線（23件）

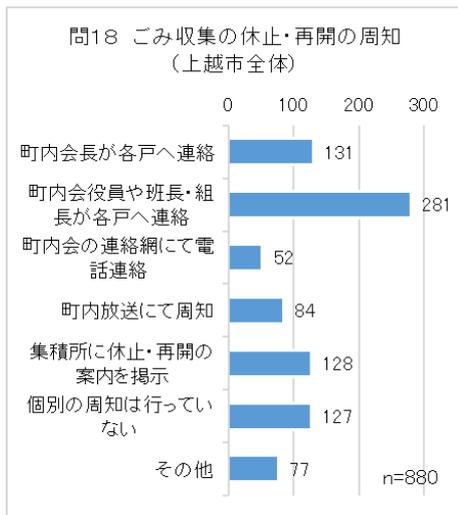
- ・ 情報発信にもっと活用してほしい。

#### ○要援護者対応（8件）

- ・ 助成制度の情報が不足していた。

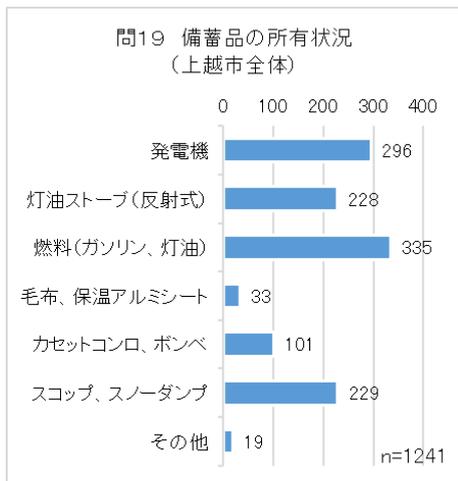
## 【資料3】町内会長への大雪に関する調査結果(速報値)

### 問18 ごみ収集の休止及び再開に伴う住民への周知について



周知の方法は、町内会の役員等を通じて全世界帯に周知する手法が最大となった。一方で、個別の周知は行っていない町内会も127町内会存在しており、生活道路の除雪状況からしてもやむを得なかったものと考えられる。

### 問19 町内会が所有している備蓄品の保有状況について



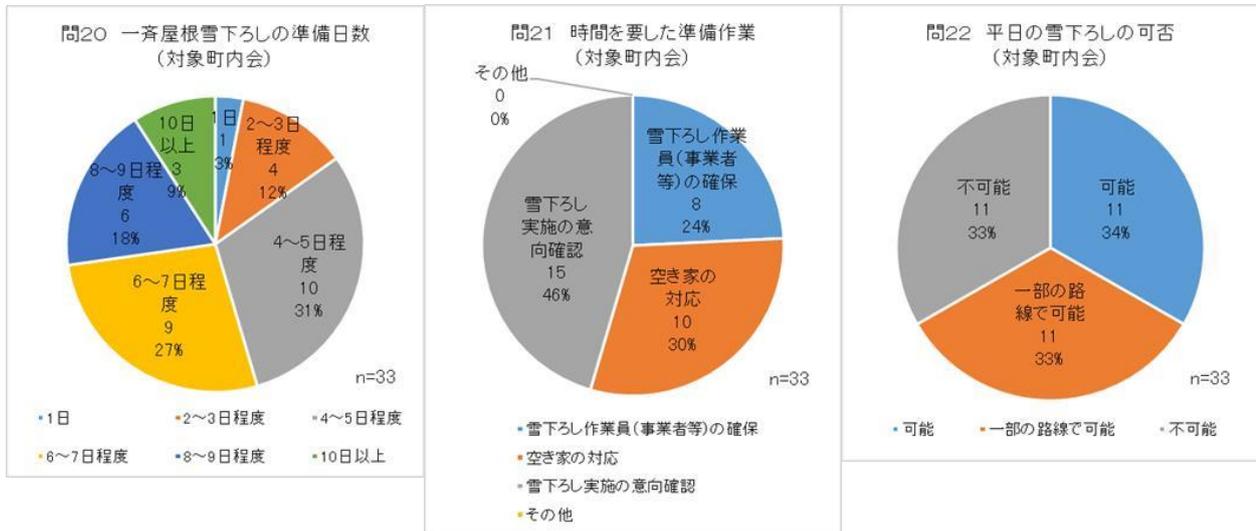
非常用の発電機やストーブ、燃料が用意されている。今後、調査を進め、備蓄品の配備の際の参考にしていく。

## 【資料3】町内会長への大雪に関する調査結果(速報値)

**問20** 一斉屋根雪下ろしに要する準備日数について

**問21** 一番時間を要した準備について

**問22** 平日に雪下ろしを実施することの可否について



準備に要する日数は、4~5日程度が31%、6~7日程度が27%あり、おおむね1週間程度の準備期間が必要である。

時間を要した準備作業としては、意向確認、空き家対応、作業員の確保の順であるが、いずれも準備に時間を要するため、降雪期前から準備を行うことにより、負担の軽減や準備期間の短縮に繋がるものと推察できる。

平日の雪下ろしについては、可能と一部路線で可能を合わせると7割程度あり、平日の雪下ろし実施に向けた取組が可能と考えている。

**問23** 昨冬の大雪全般に関する自由意見（主な意見）

○停電被害（3件）

- ・倒木の処理、通行止めに苦勞した。
- ・ライフラインの確保に努めてほしい。

○道路除排雪（319件）

◆除排雪作業に関すること

- ・道路除雪の実施時間が遅い、降雪状況に応じた除雪など、除雪作業の見直しが必要。
- ・ロータリー除雪車による除雪の実施。
- ・国道、県道の除雪など関係機関との連携した対応。
- ・通学路の歩道除雪の実施、歩行者通路の確保。

◆道路除排雪以外のこと

- ・消雪パイプ、流雪溝を整備してほしい。

◆情報発信に関すること

- ・道路除排雪の情報が遅く、不足している。
- ・除雪情報をリアルタイムに発信してほしい。
- ・道路状況を確認するため、ライブカメラを増設してほしい。

◆雪押し場に関すること

- ・市による雪押し場の確保。
- ・雪押し場の春先の雪崩しを早めに行ってほしい。

### 【資料3】町内会長への大雪に関する調査結果(速報値)

#### ◆除雪の除雪、除雪機の補助

- ・町内会で除雪したときの人件費や燃料代等を助成してほしい。
- ・町内で除雪できるよう小型除雪機の貸与を検討してほしい。

#### ○要援護者・要配慮者（33件）

- ・雪下ろし事業者との連絡が大変だった。
- ・民生委員との情報共有がされず、対応に苦労した。

#### ○ごみ収集（7件）

- ・町内への周知に苦労した。

#### ○公共交通（2件）

- ・公共交通機関の運行状況について知らせてほしい。

#### ○一斉屋根雪下ろし（22件）

- ・一斉屋根雪下ろしまでの準備期間が長く、実施が遅い。
- ・空き家や高齢者宅の対応に苦労した。

#### ○情報発信（80件）

- ・道路除排雪や一斉屋根雪下ろしの情報が不足。
- ・情報発信の方法を検討してほしい。（防災行政無線、防災ラジオ、JCV、有線放送等の利用。）
- ・情報発信を一元化し、定時にFAXで周知してほしい。
- ・各地区に合った情報を流してほしい。

#### ○災害対策本部（19件）

- ・電話が通じない。
- ・地域ごとの雪の状況を把握する方法を考えるべき。
- ・職員体制の強化。区総合事務所に権限を委譲し、きめ細かな対応が必要。

※問17、問23は自由記述であり、複数意見の回答となっているため、回答数と分類別の合計は一致しません。

# 令和3年 大雪災害対応の検証について

[中間報告] 概要版



上越市

# 令和3年 大雪災害対応の検証[中間報告]の概要

## 1 趣旨

近年の自然災害の大規模、激甚化、さらには、降雨、降雪の短期集中といった傾向を踏まえ、昨冬のような大雪が今後もあり得るとの認識の下、市の対応を振り返り、検証した上で、今後の方策を定め、備えるもの。

## 2 検証チーム

理事、防災危機管理部、都市整備部、各部局の調整担当副課長

## 3 検証の期間

令和3年4月から10月まで

## 4 検証の内容

- (1) 大雪災害に係る市の対応の振り返り
- (2) 課題の抽出
- (3) 今後の対応の方向性の検討  
(最終報告書では、今後の方策を示すことができるよう取組を進める)

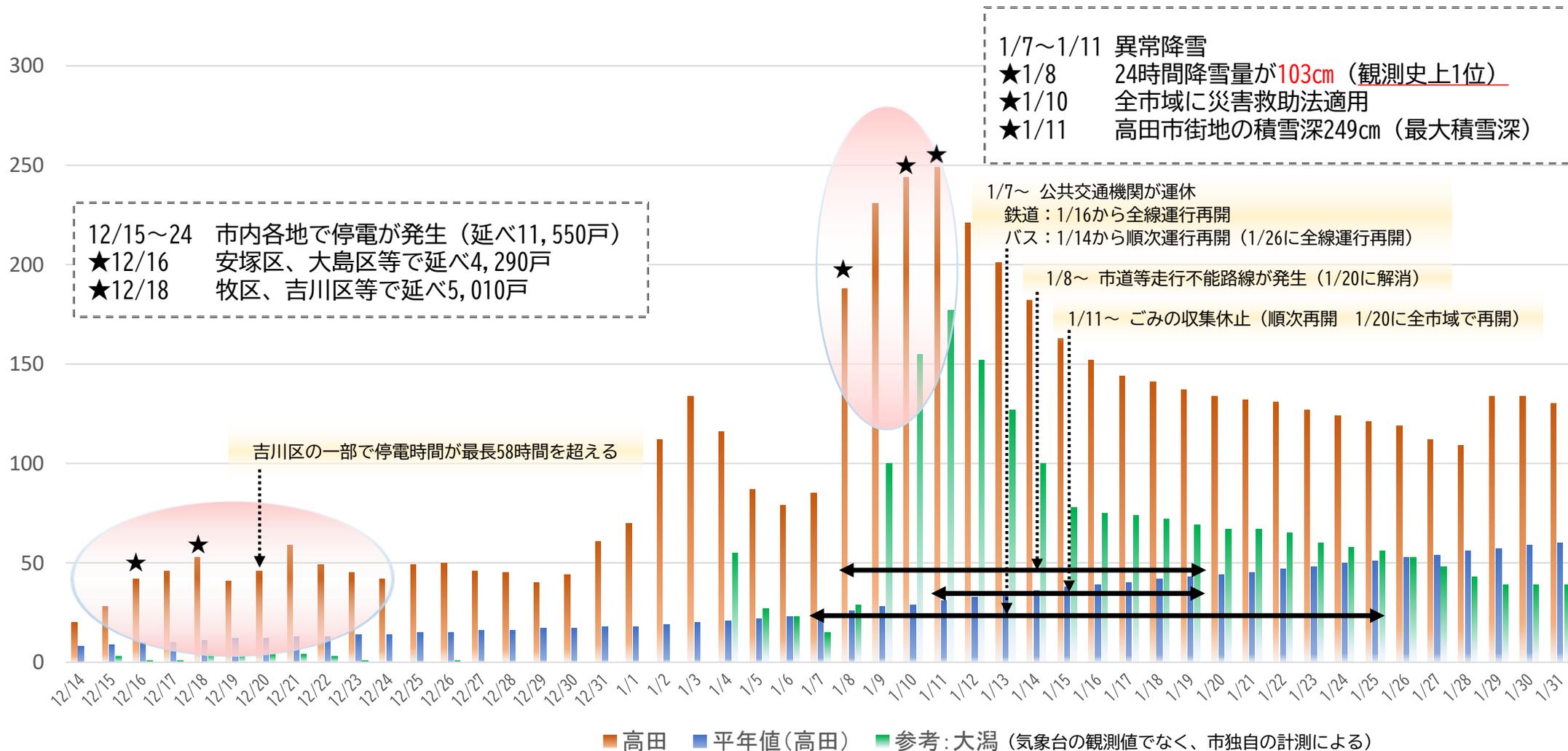
## 5 その他

今回の検証は、中間的なまとめとし、今後、本書を基に、関係機関と共に検討を重ねた上で、除雪計画の公表時期である10月下旬には、最終の報告書として公表する。

◇ 項目別の検証結果 (本資料は概要版であるため、I、VII、XIのみ掲載)

- I 道路除排雪
- II 公共交通
- III 企業活動
- IV ごみ収集
- V 要援護者・要配慮者
- VI 保育園・学校等
- VII 一斉屋根雪下ろし
- VIII 停電被害
- IX 農林水産業
- X 除雪中の事故
- XI 情報発信
- XII 災害対策本部

# 積雪深の推移と主なできごと



# 被害状況 (令和3年3月31日現在)

## ○人的被害

死亡	重傷	軽傷	計
5人	21人	34人	60人

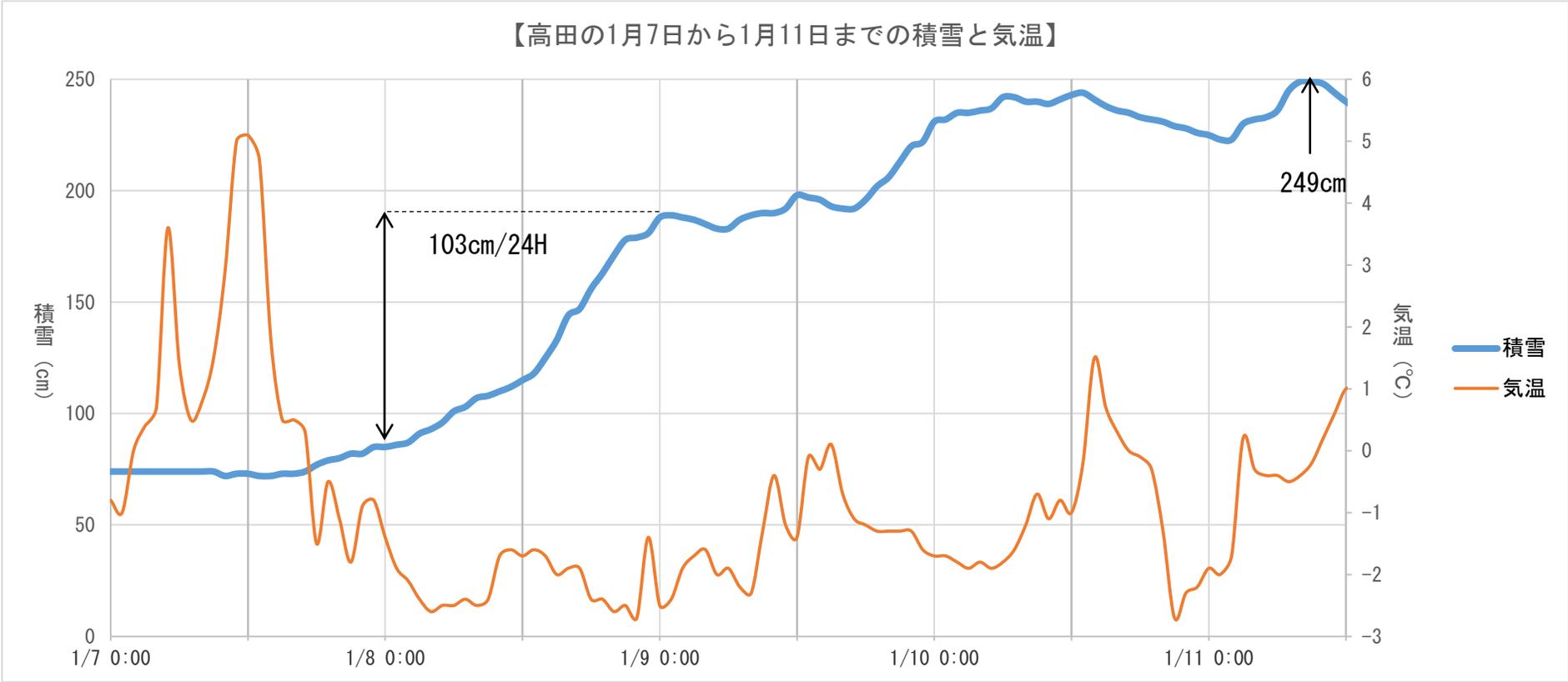
## ○建物被害

建物区分	全 壊	半壊・中規模半壊 ・大規模半壊	準半壊	一部損壊	計
住 家	1棟	3棟	1棟	201棟	206棟
非住家	81棟	14棟	12棟	170棟	277棟
計	82棟	17棟	13棟	371棟	483棟



【南本町一丁目地内 倒壊した空き家】

# I 道路除排雪



# I 道路除排雪



【市道市役所大通大豆線（木田一丁目地内）】

〔 片側2車線の幹線道路が1車線しか確保できない状況 〕



【市道市役所前通線（木田一丁目地内）】

〔 路肩への堆雪により車両が通行できず排雪作業が必要な状況 〕

○昨冬の大雪には、8,866件の電話等が市に寄せられた。主な内容は次のとおりであった。

- ・ 除雪車が来ない。いつ除雪車がくるのか。
- ・ 玄関や車庫の前に雪を置かないでほしい。

# I 道路除排雪

## ○合併前上越市の区域内的の雪捨て場の開設状況

区分	場所	面積	期間
① 公共	新南町敷地（中央病院付近）	1.3 ha	12月24日(木)～1月14日(木)
② 公共	上越高田 I C 向橋敷地	1.7 ha	12月24日(木)～2月5日(金)
③ 公共	今池橋 関川河川敷（下流右岸）	0.3 ha	12月27日(日)～2月26日(金)
④ 公共・一般	上越大橋 関川河川敷（下流右岸）	3.6 ha	1月5日(火)～2月19日(金) 1月22日(金)～31日(日)夜間対応 1月26日(火)～ 公共受入禁止
⑤ 公共・一般	船見公園駐車場	1.0 ha	1月7日(木)～3月6日(土)
⑥ 公共	春日山橋 関川河川敷（上流右岸）	2.5 ha	1月18日(月)～1月29日(金)
⑦ 公共	南部産業団地	3.2 ha	1月22日(金)～2月20日(土)
⑧ 公共・一般	謙信公大橋（上流左岸）	1.4 ha	1月23日(土)～2月27日(土) 1月27日(水)～ 一般受入開始
⑨ 公共	謙信公大橋（下流右岸）	1.3 ha	1月26日(火)～2月17日(水)
⑩ 公共・一般	やぶの川辺公園	1.6 ha	1月27日(水)～2月14日(日) 1月29日(金)～ 一般受入開始
⑪ 公共	上越総合運動公園西側敷地	2.5 ha	1月28日(木)～2月13日(土)
合計	11か所	20.4 ha	



【④雪捨て場（上越大橋 関川河川敷）】  
（関川下流右岸から上流側を望む）



【⑤雪捨て場（船見公園駐車場）】  
（海側から公園側を望む）

# I 道路除排雪

## 【課題】

- ・効果的な情報伝達ができず、多くの市民やドライバーに不安を与えることになった
- ・幹線道路では、車道上が圧雪状態となり多くのスタック車両が発生し、除雪効率が著しく低下
- ・狭隘道路では、かき分け除雪により塀等を破損する恐れが生じ、除雪効率が著しく低下
- ・一部の除雪事業者では、除雪オペレーターの交代要員が十分に確保できず、作業効率の低下につながった
- ・地域住民が行った道路除排雪作業に対する支援制度が設けられていない



## 【今後の対応の方向性】

- ・道路除雪管理システムの改良、国・県・市が連携した市民・ドライバーへの適時適切な情報発信の検討
- ・異常降雪に備えた除雪対策本部体制の整備、排雪体制の強化及び幹線道路・狭隘道路の除雪方法の検討
- ・除雪オペレーターの担い手、新規除雪事業者の確保、ICT技術を活用した除雪作業の省力化等の推進
- ・町内会・自主防災組織等による道路除雪に対する支援制度の検討

# VII 一斉屋根雪下ろし

## ○ 屋根雪下ろし

一斉屋根雪下ろし 対象数・実施数			
区分	全 体		
		うち要援護世帯	うち空き家
対象数	約3,000軒	532世帯	195軒
実施数	989軒 (33.0%)	229世帯 (43.0%)	127軒 (65.1%)



【屋根雪下ろし作業状況】



【屋根雪下ろし完了後】

## ○ 排雪

- ・ 作業期間 : 1月25日(月)～ 27日(水)
- ・ 排雪事業者 : 5事業者
- ・ 使用機械台数 : 除雪機等延べ84台  
ダンプトラック延べ301台
- ・ 排雪量 : 23,746m<sup>3</sup> (ダンプトラック3,253台分)
- ・ 排雪経費 : 64,326千円 (452円/m) ※( )内は負担金の額



【排雪作業の状況】



【排雪作業の状況】

# VII 一斉屋根雪下ろし

## ○ 実施までの経過

月日	主な対応
1月9日(土)	・第1回大雪災害対策本部会議 ・屋根雪重量測定を開始（～19日(火)まで）
1月10日(日)	・雪捨て場運搬路の確保に向け、県と除雪体制について打合せ
1月11日(月・祝)	・第2回大雪災害対策本部会議【高田地区の一斉屋根雪下ろし実施を決定（実施日は未定）】
1月12日(火)	・一斉屋根雪下ろしの町内意向調査を開始
1月13日(水)	・市長記者会見【23日(土)から高田地区の一斉屋根雪下ろしの実施を公表】
1月14日(木)	・排雪事業者（5事業者）と調整開始 ・部局長による記者説明会において、直江津地区の一斉屋根雪下ろしの未実施を公表
1月15日(金)	・第1回一斉屋根雪下ろし関係町内会長会議の開催【雪下ろし実施路線の決定】 → 一斉屋根雪下ろし実施世帯の取りまとめ、空き家の確認等を依頼 ・幹線道路（特1種（重点））の走行困難解消
1月16日(土)	・排雪事業者と排雪作業計画の作成
1月17日(日)	・排雪作業に伴う交通規制計画の作成
1月18日(月)	・第3回大雪災害対策本部会議【雪下ろし・排雪期間及び交通規制区間を確定】 ・排雪対策連絡会議開催（警察、消防、電力会社、公共交通機関など）
1月19日(火)	・第2回一斉屋根雪下ろし関係町内会長会議開催 → 市民周知用チラシの配布、日程周知
1月20日(水)	・市職員、県職員の動員計画の作成 ・生活道路（特1種（幹線）1、2、3種）の走行不能解消 ・運搬路の排雪作業完了
1月21日(木)	・雪下ろし実施前の状況写真の撮影
1月22日(金)	・前日準備
1月23日(土)	★一斉屋根雪下ろし開始（・24日(日)）
1月25日(月)	★排雪作業開始（～27日(水)） → 25日(月) 午前8時30分から開始し、27日(水) 午後2時30分に終了 ※上越大通り（南本町地内）及び稲田橋～稲田交差点間は、23日（土）・24日(日)の屋根雪下ろしと同日に排雪を実施

# VII 一斉屋根雪下ろし

## 【課題】

### ○実施計画及び実施方法

- ・一部の町内会からは、一斉屋根雪下ろしの決定から実施までの期間短縮を望む声があった
- ・屋根雪下ろし実施日が土・日曜日の2日間に限定されたため、屋根雪下ろし事業者（作業員）の確保が困難だった
- ・屋根雪下ろしに伴う事故は発生しなかったが、今後に向け、転落事故防止のための命綱固定アンカー等の設置について検討が必要となった
- ・過去からの取り決めである一斉屋根雪下ろしの目安や協定路線などについて、社会情勢等を踏まえた見直しが必要である

### ○空き家対策

- ・空き家の増加により、今後は空き家所有者等への対応が重要となっている

### ○ボランティア

- ・危険を伴う屋根雪下ろし作業であるため、ボランティアが実施できる作業を明確にする必要がある



# VII 一斉屋根雪下ろし

## 【今後の対応の方向性】

### ○実施計画及び実施方法の取組

- ・一斉屋根雪下ろし、排雪作業について、平日を含めた分散的・段階的な実施を検討
- ・上越市屋根雪下ろし命綱固定アンカー等設置費補助金制度の創設【令和3年6月市議会定例会で補正予算措置】
- ・社会情勢の変化（少子高齢化、人口の減少、空き家の増加など）を踏まえ、関係町内会と協定路線の見直しを検討

### ○空き家対策

- ・空き家の適正な管理促進に向けた「助言・指導通知書」の送付や「面談」の実施
- ・空き家の所有者等に対する「倒壊被害の未然防止」の周知啓発
- ・空き家対策セミナー及び個別相談会の継続的な実施

### ○ボランティア

- ・災害ボランティア連携推進会議において、一斉屋根雪下ろしの際にボランティアが実施する作業内容を検討

# XI 情報発信

## ○ 市民への情報発信の経過（主なもの）

月日	主な発信内容等
12月1日(火)	サブサイトに「雪情報」を開設（例年開設）【HP】
1月4日(月)	「雪情報」にライフラインなどの情報を一元化【HP】
1月5日(火)	1月7日から大雪の予報に対する注意喚起【SNS、HP】
1月7日(木)	道路情報【HP】
	市道の通行止め情報【HP】
1月8日(金)	雪による被害の発生状況【情報提供】
1月9日(土)	特別番組を放送（1/9～10、1/23～24）【FM-J】
	不要不急の外出自粛のお願い【SNS、安全メール】
1月10日(日)	国道8号線の通行止め【エリアメール】、通行止めの解除【SNS】
	道路除雪の対応【SNS、安全メール】
	大雪に伴うごみ収集の休止【情報提供、SNS、安全メール】
	上越市への災害救助法の適用【情報提供、SNS、安全メール】
1月11日(月・祝)	今後の除排雪の見込みと不要不急の外出自粛のお願い【エリアメール、SNS】
	道路除排雪の状況とお願い【情報提供、SNS、安全メール】
	冷静な行動のお願い【SNS、安全メール】
1月12日(火)	ごみの収集の休止【情報提供、SNS、安全メール】
	雪捨て場の利用について【SNS、安全メール】
	今後の除雪の見通し【情報提供、SNS、安全メール】
1月13日(水)	道路除雪の状況、不要不急の外出自粛、一斉屋根雪下ろしの見通し【市長記者会見】

月日	主な発信内容等
1月14日(木)	ごみ収集の再開（一部地区）【情報提供、SNS】
	高田地区の一斉屋根雪下ろしの実施【SNS】
	除排雪の進捗等について（1/14～15、1/19～22、1/27）【担当部局による記者説明会】
1月15日(金)	災害救助法の適用期間の延長【情報提供、SNS、安全メール】
	市道の通行止め情報、道路除雪の今後の見込み【SNS】
	路線バスの一部運行再開【情報提供】
1月16日(土)	市道除排雪の進捗状況【情報提供、HP】
	一斉屋根雪下ろしの実施【情報提供、SNS、HP】
	ごみ収集の再開及び臨時収集の実施【情報提供、SNS】
1月17日(日)	市道除排雪の進捗状況【HP】
	市道の通行止め情報【SNS】
1月18日(月)	市道除排雪の進捗状況【HP】
1月19日(火)	一斉屋根雪下ろしに伴う交通規制及び留意事項緊急連絡先について【情報提供】
	一斉屋根雪下ろしに関する問合せ窓口の設置【情報提供】
1月20日(水)	市道除排雪の進捗状況【HP】
1月21日(木)	一斉屋根雪下ろしに伴う公立保育施設、市立小・中学校等の対応【情報提供】
1月22日(金)	一斉屋根雪下ろしにおける交通規制【SNS】
	一斉屋根雪下ろしに伴うごみの収集【情報提供】
1月23日(土)	市道における通学路歩道除雪の進捗状況【情報提供】
1月26日(火)	除雪作業中の事故に関する注意喚起【安全メール】
1月27日(水)	一斉屋根雪下ろし・排雪の終了【情報提供】

# XI 情報発信

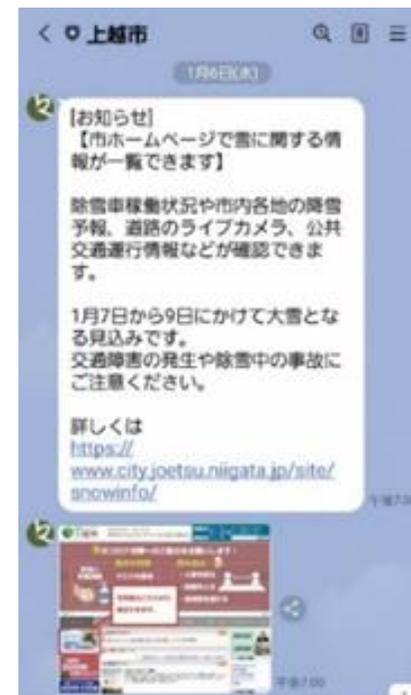
主な発信媒体（方法）
市ホームページ
市公式SNS（LINE、Twitter）
安全メール
コミュニティFM放送（FM-J）
市長記者会見
記者説明会
情報提供
防災行政無線
エリアメール
広報上越



【市ホームページのトップページに表示した「雪情報」のスライドバナー】



【「雪情報」を追加したLINEのタッチメニュー】



【1月6日（水）に発信したLINEのトーク画面】

# XI 情報発信

## 【課題】

- ・道路除雪の進捗状況の把握に時間を要し、リアルタイムに発信することが困難になった
- ・道路除雪管理システムへのアクセス集中により、通信エラーが発生し、除雪車の位置情報が一時的に閲覧できない状況が発生
- ・災害関連情報の発信に当たり、発信する情報と活用するツールの整理が必要



## 【今後の対応の方向性】

- ・道路除雪管理システムの改良
- ・市ホームページにライブカメラをリンクするなど、リアルタイムに情報を発信できる方法の検討
- ・テレビのデータ連携機能（dボタン）を活用した、災害時の積極的な情報発信
- ・災害時の情報入手手段としてのコミュニティFM放送（FM-J）の聴取やテレビの視聴のほか、市公式SNSへの登録に関する市民への更なる周知
- ・災害時において発信すべき情報の内容、情報ごとの発信ツールの検討及び市民への周知

